

職業教育はなぜ根づかないのか

- 憲法・教育法のなかの職業・労働疎外 -

田中 萬年

明石書店

- 1 -

13/04/27

000 新新目次&はじめに.jtd

まえがき

近年の学校卒業者の就職難の主要な要因は不況である。ただ、学校卒業者が就職出来ないからと社会を批判する論には疑問がある。何故なら、学校教育の目標を就職だ、としてそのための教育をこれまで実施してきたわけではなく、また、企業は学校卒業者を採用すべき義務はないからである。

もっとも、ヨーロッパ諸国の企業で見られるように、若者の雇用促進のために「社会的貢献」として各種の企業内訓練・教育訓練を実施していることを不要だとするものではない。そのような社会的合意が確立できるように期待したいと思う。

就職難を見て、急にキャリア教育や職業教育の推進が唱えられているが、「学校から社会への移行」等、主張している人達が、これまでもそのことを探求し実践していれば今日のような悲惨な状況はもう少し軽かったのではないだろうか。

西園寺公望の「第二次教育勅語案」(明治三一年)は、教育は「百年国猷ノ在ル」として「方向ヲ誤ルコトナキヲ勉メヨ」とした。この人間形成の方略は目的は異なっても今日も同じである。反省すべき問題の根本を真剣に考える事が今日緊要である。問題の本質を反省しない新たな案は、単に問題

を上積み、事態の解決を先送りするだけである。

このような事態に際し、重要なことは当事者が自らの過ちに気付かないことである。問題を上積みしていることが分からないのである。つまり、誤りが認識できず、既に定めた規定を守り、新たな規定を上積みをする。民主党の次期政権案として七月に纏められた高等教育修了者を九五%にする方針などはその典型である。

では、教育関係法で職業教育や労働問題を無視してきたかという、そうではない。「過失八」に紹介するように、「日本国憲法」を受け、教育関係法には明確に「勤労」に関する目標、社会の基礎としての在り方について規定されている。しかし、「勤労」と労働は異なる。学校教育で「勤労を尊重」しても職業・労働のための能力の修得にはならず、掛け声に終わることになる。

教育の各分野の担当者に問い質しても、「規定は守られている」と回答するであろう。守っていると云わねば法令違反を追究されるからである。職業教育の重要性を喧伝してもこの精神の問題を改革せずに事態は解決しない。

その原因は、わが国の一人ひとりに根付いている「教育観」にある。それは「教育」の言葉に内包し、「日本国憲法」の「教育を受ける権利」に結実している。その問題が各教育法に整備されることになる。ここには重大な問題があるが、その原因の解明はわが国の教育学研究から欠落していた。

教育は殆どの方が疑いを持たないのに、「職業」をつけて職業教育とすると多くの方が敬遠する、という問題がある。

このような問題を追及するためには、タブーであった「日本国憲法」の問題を真摯に整理しなけれ

ばならない。何故なら「教育を受ける権利」に問題の根源が行き着くからである。現行憲法は不磨の大典ではないと言われるが、研究者による自らの専門の立場から真正面に向いた議論を寡聞にして知らない。これまでは憲法を批判すると右翼か国粹主義者と見なされる。私は、右翼でも国粹主義者でもない（と思っている）が、職業を自信と誇りを持って学べ、労働により自立した人を形成する立場から本書をまとめた。いわゆる「労働の疎外」の根本は「日本国憲法」、教育関係法にあり、その精神が現象化しているに過ぎないと考えている。労働の疎外を食い止めるためにはこの精神を改めねばならない。

江戸時代より続いた「学文（学問）」を明治一〇年代に「教育」に切り替えた改革を第一の改革、戦後「民主化」されたとされる戦後教育を第二の改革とすると、それらの戦前と戦後が連続していた近代教育を克服する第三の改革を目指すべきである。つまり、「教育」の理論枠組みの転換（パラダイムシフト）である。

実は、教育における「パラダイムシフト」はわが国でも叫ばれた。それはオイルショック以後の不況期であり、同時に技術革新期とも重なるが、臨時教育審議会により提起された「生涯学習」論である。それまでの学校教育中心では二十一世紀の人間形成は困難だ、として議論された。欧米ではその後各国が独自の改革を試みて職業教育訓練が重視されている。しかし、わが国では旧態以前であり、「生涯学習」又は「資格取得」のコマーシャルがテレビで喧しくなっただけである。第三の改革は既に遅きに失したが次世代のために避けられない改革である。

今日、世界では先進国も途上国も職業教育、職業訓練を重視している。そのような動きに類似させ

てキャリア教育等を喧伝しているが、それは世界の動きと一見似ても本質的に異なる施策なのである。何故にそのような変質が生じるのであろうか。

経済成長主義の近代化が足踏みを始めた今、真剣に人間形成のパラダイムシフトを考えねばならない。そのためには、古いパラダイムを包み隠さず洗い出し、整理し、反省し、克服しなければシフトは困難である。わが国の国民は余り考えてこなかった、否、国民に専門家が明らかにしてこなかった教育問題の秘話、特に職業や労働が疎外されてきた要因について議論のヒントとなる題材を本書では提供したい。

「日本国憲法の改正手続に関する法律」も二〇〇七（平成一九）年に制定され、憲法改正を主張する安部晋三が自由民主党の新総裁に選出された。憲法改正論議はますます高まるだろう。「日本国憲法」の国民的議論が必至となっている。

このようなときに、佐々木惣一が憲法審議で「教育を受けるということは権利の内容になるのか」と質したことや、労働の権利を保障することとはどういうことかを国民全員が考えねばならないといえよう。その素材を本書は提供するものである。“お上任せ”の教育であっては改革が進むはずはないからである。

なお、本書は二〇〇九年七月の日本学術会議「大学と職業との接続検討分科会」における報告「教育における職業的イレリバンスの十大要因」を再編・補充した内容となった。

二〇一二年十一月

田中萬年

- 5 -

13/04/27

000 新新目次&はじめに.jtd

職業教育はなぜ根づかないのか

－ 憲法・教育法のなかの職業・労働疎外 －

目次

はじめに	3
承 前：教育問題の本質	15
はじめに - 「教育」問題の始まり	
1. 「教育と労働との密接な無関係」の日本	
2. 「教育」と技術・技能の修得は相反する営みである	
3. 日本語「職業」概念の曖昧さ	
4. 「教育と勤労との密接な関係」の今日	
5. 「教育」性善説に虜まれた日本人	
6. 「托教育」させられている日本人	
補. 「教育」を批判・忌避した三賢人 - 福沢諭吉・鈴木安蔵・永六輔	
おわりに - 「教育」では労働・職業は尊重されない	

過失一 「教育勅語」の容認	38
1. 生きていた「教育勅語」	
2. 「教育勅語」観での「日本国憲法」の審議	
3. 「教育勅語」観での「教育基本法」の制定	
4. 「教育」使用の問題	
補. 文部省改革の未完	
過失二 学問と職業の分離	54
1. マッカーサー草案改編による分離	
2. 職業分離の学問観	
3. 「職業選択の自由」権の問題	
過失三 「教育を受ける権利」の盲信	63
はじめに	
1. 「教育を受ける権利」の規定過程	
2. 国体擁護者による「教育を受ける権利」の支持	
3. 佐々木惣一の「教育を受ける権利」への疑問	
4. 堀尾輝久の「教育を受ける権利」の誤解	
	- 7 -
	13/04/27
	000 新新目次&はじめに.jtd
5. 日本的精神としての「教育を受ける権利」	
6. 「教育を受ける権利」の派生問題	
過失四 「普通教育」の信奉	84
はじめに	
1. 「日本国憲法」と教育関係法における「普通教育」の規定	
2. 「普通教育」浸透の背景と性格	
3. フンボルト一般陶冶論の誤解	
4. 『理事功程』における初出と『米欧回覧実記』による普及	
5. 語源としてのフルベッキの"popular education"	
6. 「民衆教育」使用不可能の理由	
補. 国際的規程にない「普通教育」	
過失五 「平等」という個性無視	108
はじめに	
1. 教育による集団意識の形成	
2. 個性尊重の意味	
3. 「教育」による個性の無視	

4. 人の単純化・標準化
 5. 個別化の“教育”実践
- おわりに

過失六 「勤労」観の尊重 130

はじめに

1. “work”を「勤労」と意識した「日本国憲法」
2. 日本的精神としての「勤労の義務」
3. 学校における「勤労の尊重」の始まり
4. 「勤労を重んじる教育」の意味
5. 日本的「教育」好みと「訓練」嫌い

過失七 「教育基本法」の矮小化 151

はじめに

1. 日本精神が結実した「教育基本法」
2. GHQの提言を無視した教育目的
3. 「社会教育」条文規定の目論見

- 9 -

13/04/27

000 新新目次&はじめに.jtd

4. 「勤労の場所における教育」を報告していないGHQ
5. 「勤労の場所における教育」を否認した文部省
6. 「教育基本法」による教育改革の不能

過失八 お題目にされた労働と職業 165

はじめに

1. 労働陶冶論のわが国での紹介
2. 「教育基本法」の「勤労の尊重」
3. 「学校教育法」の「勤労の尊重」
4. 「児童憲章」の自家撞着
5. 戦後初期の「働くための学習」論

補. 国際的な「労働」と“Education”の関係

おわりに

過失九 日本的雇用管理の後援 183

はじめに

1. 教育による「労働」概念の日本的形成

- 2. 経済成長による思考停止
- 3. 大企業への「就社」志向醸成
- 4. 「重ね餅システム」の構築支援

過失容疑 「キャリア教育」への幻想 203

はじめに

- 1. 「キャリア」とは何か？
- 2. 「キャリア教育」は"Career Education"ではない！
- 3. 「キャリア教育」は職業教育を疎外する！
- 4. 「キャリア教育」は教育を混乱させる！
- 5. 「キャリア教育」を受けることは権利になるのか？

改革試論 「働くため」の学習権の確立 220

はじめに

- 1. 「働く」ことの意義
- 2. 教育領域の整理
- 3. 「日本国憲法」人権条項の改革案
- 4. 人権としての「職育学」

000 新新目次&はじめに.jtd
243

参考文献

あとがき 251

- 余話1 "学校焼き討ち,, 暴動を軍隊が鎮圧した: ㄱ ㄴ
- 余話2 「勉強」は「勉教」だった: ㄴ ㄷ
- 余話3 「教育」が適切な営みは企業内教育であり、適切な英訳は"Production"だ: ㄹ ㅎ
- 余話4 「授業」とは「業を授けること」、「学ぶ」とは「まねる」ことだ: ㄹ ㅎ
- 余話5 「日本国憲法」の「義務」には三つの意味がある: ㄹ 79
- 余話6 「不戦条約」の非批准は「人民」の言葉にあった: ㄹ ? 100
- 余話7 個性尊重では「区別しなければ差別になる」: ㄹ 121
- 余話8 「勤労感謝の日」は三重の誤魔化しだ: ㄹ 133
- 余話9 イギリスで教育雇用省が何故設立されるのか: ㄹ 141
- 余話10 フランスの「教育基本法」は「能力開発方針法」だ: ㄹ 154 198
- 余話11 「生涯学習」とは労働者の職業能力開発問題である: ㄹ
- 余話12 「徒弟制度」は封建的か? ㄹ 221
- 余話13 若者と高齢者両者の雇用 = 人間形成に有効な S A Y Y E S を! 242